

菊田幸一教授のこと

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上野, 正雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1353

菊田幸一教授のこと

上野正雄

私達が敬愛してやまない菊田幸一先生は、昨年二月一五日、めでたく古稀の佳齢をお迎えになられ、定年により本年三月末日をもって三八年の長きにわたって奉職された明治大学をご退職される。

これに先立つ本年一月一四日には、「見えざる糸に繰られて三八年」とのタイトルで、長年使用されてきたリバイバルで最終講義をされたが、この講義において先生が明治大学における三八年を「生かされてきた」人生と振り返っておられたのが特に印象深かった。

先生は、本学大学院博士課程へ進学された後の一九六二年に、大学院に在学のまま当時創設されたわが国唯一の総合的犯罪学研究所である法務省法務総合研究所の研究部に研究官補として勤務され、その翌年にはカリフォルニア大学犯罪学部に法務省から留学された。一年二か月の留学の帰途、世界二三か国の矯正施設を訪問する傍ら、国際的に著名な犯罪学者らと会うなどし、帰国後にこれらをもとに「新しい刑政紀行」（一九六六年）を出版された。その著書の帯には当時の矯正界における重鎮であった小川太郎氏（元法務省矯正局長）が「刑事政策の鬼になり得る人」と書いている。六七年には『保護観察の理論』で本学から博士号（主査木村亀二教授）を授与され、同年、木村亀二教授の推挙で本学での刑事政策の専任講師として就任された（三二歳）。爾来、七〇年に助教（三五歳）、七五年に教授（四〇歳）に昇進され、今日を迎えられている。

先生が犯罪学者として目指されたことは、その主著である『犯罪学』（初版一九七一年、現在六版）において象徴的に示されるごとく、アメリカの Criminology を範とし、「独立の学問たりえない神学」と位置づけられてきた犯罪学を「総合科学として構築することによって犯罪学にはんらいの人間学を回復させる」ことにあつた。先生の犯罪学者としての足跡は、総合科学たる『犯罪学』を拠点とし、受刑者の処遇、犯罪者の社会内処遇と更生保護、さらには少年法の研究にまでおよび、関連する数十冊の著作に刻まれている。これらの学問的成果は、同時に先生の日頃の口癖である、「理論と実践」にも根付いている。

その足跡を詳細に辿るには紙数に制限があるが、先生が学位論文として取り組まれた「保護観察の理論」（一九六九年刊）の端緒は、牧野英一東大名誉教授の刑事法学の著書を通読した後、牧野教授が残した課題は犯罪者の最後の仕上げである社会復帰にある、と気づいたことにあるという。先生は、犯罪者の社会内処遇の象徴でもある日本の保護司制度について、徹底的な批判を試みられた。近代的な犯罪者の社会内処遇にはボランティアである保護司制度はそぐわないというのがその主張である。理論ありきではなく、実際から理論を構築する先生の学問に対する姿勢がここに窺える。

先生が、次に課題とされたのは、非行少年問題である。この分野にも数冊の著書があるが、一九七〇年代の少年法改正問題に関し、先頭になつて批判的論陣を展開され、「少年法の動態」（一九七一年）を出版された。さらに児童問題に関心を向け、不良少年の収容施設である全国の教護院をすべて訪問して「少年教護」（一九七四年）を出版し、更に、養護施設や試験観察の実態などの調査にもつき、「少年棄民」（一九七八年）を出版されている。とりわけ「少年棄民」は施設内での児童に対する虐待の実態を明らかにしたものであり、当時の国会で問題提起され、実務上の規約改正にも連なつた。こうした実際との接触から、先生は、少年法のあり方を探求され、その成果は有斐閣の双書に

なった「少年法概説」（初版・一九八〇年、現在第四版）に結実している。同書において先生は、「少年は社会的存在として社会福祉を受ける権利の主体である」と述べられている。この理念は、一九八九年に国連で採択された「子どもの権利条約」の基本理念そのものであり、先生の理念が条約の理念より先行しているというのが先生の日ごろ自慢の一つでもある。

ところで先生は「死刑廃止論者」としても著名である。先生の話によると死刑廃止の信念は、高校生のころからだということである。先生の死刑廃止論者としての長い活動のなかで特に記憶に残っているのは、一九九三年三月二六日に当時の後藤田法務大臣が三年四か月ぶりに死刑執行を再開したのに抗議し、明大大学院前で七十二時間のハンストに突入されたことである。先生は後日、前後を考えることなくハンストに突入していたと語られているが、現実があった理論が後からついてくるという先生の真骨頂をここに見る思いがする。超党派国会議員による「死刑廃止議員連盟」はこれを契機に発足したとのことである。

先生は、法務省や明治大学との関係からであるが、死刑廃止論者として双壁をなす歴史的人物である実務家としての正木亮氏と学者としての木村亀二氏の両氏に師事された数少ない人である。その意味では、「幸運な環境」で「生かされてきた」との先生の言葉がリアリティーを持つ。その正木氏が死刑廃止のために出版していた『社会改良』を同氏の逝去後に遺志を継ぐ形で先生が創設されたのが「犯罪と非行に関する全国協議会JCCD」（季刊）である。同誌は後に「全国犯罪非行協議会NCCD」と改名されたが、現在も継続している（現在通算一〇五号）。同誌は今では日本における死刑廃止の理論的拠点となっている。先生には死刑に関しても数冊の著書があるが、その代表的著作である「死刑―その虚構と不条理」（一九八八年刊、一九九九年新版刊）は死刑問題を論ずる者の必読の書とされている。ところで先生の死刑廃止論は、「死刑は悪であり、死刑の存置は法の使命を超えている」という単純明解なものであ

るが、現実の廃止運動の場においては「終身刑」の導入を最も率先して主導されている現実論者でもある。次期国会に死刑廃止議員連盟が提出しようとしている法案の骨格は、終身刑の採用が中心となっているが、先生はその理論的基礎を提供され、また韓国の法案の作成にあたってはアメリカの資料をもとに終身刑導入に関与された。また、先生は、「われわれが生きている間に、日本で法律上も死刑を廃止することは困難かも知れない。しかし死刑執行停止は実行可能だ。」とも口癖のようにおっしゃっている。これは死刑を悪としつつ、現実的な戦略を選択しようとしてされている先生の面目躍如のお言葉のように思われる。

先生は、二〇〇〇年七月に開かれた「第一回死刑廃止国際会議」(ストラスブルグ)に元死刑囚免田栄氏ら八〇人の日本派遣団の団長として出席し、アジアの代表としてスピーチし、あるいは国連規約人権委員会へ市民団体代表として度々出席するなど、今や日本の死刑廃止運動にはなくてはならない存在でもある。

死刑廃止の理論と実践に平行して、近年の先生の情熱は、受刑者の人権擁護に向けられている。この分野においても、先生の研究方法は、まず実態を知ることからはじまっている。その第一歩の成果は、「検証・プリズナーの世界」(一九九七年刊)である。この著書は、ホームレスの人のなかから元受刑者を見つけ出し、延べ一三〇人にインタビューし刑務所の実態を明らかにしたものである。アメリカでは死刑囚とも自由に面会できるのに日本ではそれが許されない。それならばと自力で元受刑者と接触されたのである。

こうした原資料をもとにアメリカの行刑判例を参照しながら、あるべき方向付けをしたのが「受刑者の人権と法的地位」(一九九九年刊)、「受刑者の法的権利」(二〇〇一年刊)等の著書である。

二〇〇二年に岩波新書として出版された「日本の刑務所」(現在第六刷)は、こうした多年の資料の積み重ねと思考の成果を集約したものであって、まさに先生ならではの執念を象徴するものとなった。この出版の準備には三年以上

の年月が費やされているとのことである。また、偶然にも、出版と同時期に、いわゆる名古屋刑務所事件が表面化して、本書が一躍注目され、一時は新書のベストセラーとなった。そのためかどうか憶測の域を出ないが、先生の言葉によれば、まさに「凶らずも」法務省の「行刑改革会議委員」に数少ない専門家の一人として任命された。その委員としての活躍ぶりを示すものとして、審議状況のリアルタイムでの公開、受刑者や刑務官へのアンケートの実施などを主張し、それらを実現させたことについては知る人ぞ知るものとなっている。

先生の情熱と行動力は現在も留まるところがない。先生は「CPR監獄人権センター」の副会長をされているが、本年三月に弁護士登録をされ、死刑囚をはじめ、全国の受刑者からの苦情や訴訟の助言・処理に当たっておられる。裁判の確定までは弁護士が付くが受刑者に外部から援助する弁護士はいない。受刑者とともに監獄についての問題提起をすることによって裁判所と行刑当局にインパクトを与えるのだとの信念からである。受刑者からの救援の手紙が毎日数通は届いているという（受刑者は家族以外には弁護士としか手紙の遣り取りも接見もできない）。それらに必ず署名入りで返事し、場合によっては法務省行刑改革推進委員会顧問の立場も利用し、全国の受刑者の要請に応じて接見に赴くなど奔走されている。しかも受刑者との生の取材をも基にして、これまでの関係著書の改訂をすすめているとのことであり、正に「理論と実践」の日々である。岩波新書の「日本の刑務所」は、これらの受刑者を仲間として出版できた（現在は受刑者とともに改訂作業中）というのが先生の自慢でもある。

その他にも、先生のご身边では、留学生時代に苦労された経験から、アジア各国からの留学生のためにご自宅を「明治大学国際ハウス」として開放したり、すぐれた論説を発表した新進の犯罪学研究者を顕彰するため「菊田クリミノロジー賞」を創設し、毎年表彰されているなど（いずれも現在も継続中）、多くの話題があるがここではご紹介するにとどめておく。

二〇〇四年には、先生の先導で明治大学犯罪学研究所が創設され、初代所長に就任された。先生におかれては今後も益々ご壮健で過ごされることを祈念すると同時に、同研究所の顧問として、なお一層のご指導を賜りたくお願い申し上げます。筆を置くこととする。